

広島県告示第五百七十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の  
成果を次のとおり認証した。

令和三年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行った者の名称

三原市

二 調査を行った期間

平成三十年七月から令和二年一月まで

三 成果の名称

三原市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三原市久井町江木の一部

五 認証年月日

令和三年五月二十四日